

高齢者サービス調整会議の機能に関する一考察*

李 永 喜**

【はじめに】

高齢者サービス調整会議（以下では原則として「調整会議」と略記する）は、高齢者の多様なニーズに対応し個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため1987年厚生省通知により保健・福祉・医療等の各種サービスを総合的に調整・推進することを目的に市町村に設置された「高齢者サービス調整チーム」という組織（機関）によって開かれる会議のことである。

地域の高齢者の保健・福祉サービスの向上においてこの調整会議の役割は大きいと考えられる。しかし、調整会議を取り巻いている近年の地域福祉の状況をみると公的介護保険の施行や社会福祉基礎構造改革を目前にして足踏み状態あるいは地域福祉の空洞化がつづいているといえよう。そういう影響を受けて今後調整会議自体が自然消滅するのではと懸念を覚えるのである。

本稿は調整会議の実態について先行文献や事例集を研究するとともに平成10年1月から1年9カ月間毎月兵庫県A町の調整会議にオブザバーとして参加し観察を行って考察したものである。

ごとに調整会議という「場」と構成メンバーの「関係」に焦点を当てて検討している。具体的には調整会議を取り巻いている状況や調整会議の活動・運営の現状を検討していくことによって調整会議の本来の機能つまり(1)処遇困難ケース検討機能、(2)ケースマネジメント機能に対する問題点を提議するに至った。そして調整会議の今後の新しい機能として「公私協働の場」として機能していくことを提案している。

I. 高齢者サービス調整会議の概略

1998年代前半頃から地域においてサービス調整を行う仕組みへの必要性について専門的な研究者や実務家の間で論議されるようになった。そのなかで先駆的な自治体や地域においてケース検討会や連絡会議といった名称で関係機関の職員・専門家が参加してサービス調整についての協議を行う場が設けられるようになった。

こうした背景のもとで1986年（昭和61年）4月、「高齢者対策本部報」に「市町村に保健・医療・福祉の実務者レベルからなるサービス調整委員会（仮称）を設置する」構想が盛り込まれた。

これを受けて厚生省は、1987年（昭和62年）6月18日付の厚生省局長通知（健政発第329号・健政発第732号・社老第79号）「高齢者サービス総合調整推進会議等の設置及び運営について」において前記の仮称・サービス調整委員会設置構想が具体化されたものとして高齢者サービス調整チームを全国の区市町村に設置する方針を示した。

この通知で示された高齢者サービス調整チームに関する要点は次のとおりである。¹⁾

- 1) 設置主体……区市町村
- 2) 目 的……多様なニーズに対応し、個人の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、福祉・保健・医療等に係わる各種サービスを総合的に調整、推進すること。
- 3) 事業内容
 - ・保健婦などの訪問・相談を通じたニーズの把握

*キーワード：協働、機能、場

**関西学院大学大学院社会学研究科博士課程後期課程